

## わくわくの森保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 I C A
事業者の所在地	神奈川県横浜市鶴見区東中町 12-27
事業者の電話番号・F A X	Tel 045-508-1858 Fax 045-521-2275
代表者氏名	理事長 山本 隆義
定款の目的に定めた事業	第 2 種社会福祉事業 保育所の経営 及び一時預かり事業の経営

### 2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	わくわくの森保育園					
所 在 地	神奈川県横浜市鶴見区市場東中町 1 2 - 2 7					
電 話 番 号 ・ F A X	Tel 045-508-1858 Fax 045-521-2275					
施 設 長 氏 名	川上 望					
開 設 年 月 日	平成 18 年 4 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	5 人	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、延長保育、園庭開放の実施					
事 業 所 番 号	1410051013811					

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		1289.10 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て	
	延床面積	535.45 m <sup>2</sup>	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	66.57 m <sup>2</sup>
	保育室	2室	131.67 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	28.91 m <sup>2</sup>
	調乳室	1室	5.03 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	9個	17.04 m <sup>2</sup>
	乳児用トイレ・ 沐浴	3個	13.30 m <sup>2</sup>
	事務室	1室	25.71 m <sup>2</sup>
	子育て支援室	1室	74.74 m <sup>2</sup>
	一時保育室	1室	46.65 m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房 プール		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	367.70 m <sup>2</sup>	

#### 4 施設の目的、運営方針

<p>目的</p>	<p>社会福祉法人 ICA が設置するわくわくの森保育園(以下「当園」という。)が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。</p>
<p>運営方針</p>	<p><b>&lt;保育理念&gt;</b>          子どもたちが「健やかな身体とやさしい心を持ち、人の和の中でいきいきと育つ」ことの出来る環境を追求する</p> <p><b>&lt;保育方針&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情緒の安定した生活を送ることが出来る環境(空間・物的)を用意する。</li> <li>2. 保育園の役割と機能が適切に発揮されるように専門的な知識及び判断を持って保育に携わる。</li> <li>3. 健康と安全(生命の保持)を基本に、養育の補完及び教育を行う。</li> <li>4. 保育に関する相談や要望を受け止め、地域や保護者との協力体制を築く。</li> </ol> <p><b>&lt;保育目標&gt;</b></p> <p>○みんなの森 (人と関わる力の育つ保育)          人として一番大切な能力は人と関わる力です。「わくわくの森」の子どもたちが生活や遊びの中で、人との関わりを身につけていく事こそ「生きる力」「生きていく力」の基礎につながります。</p> <p>○個性の森 (子どもの主体性が尊重される保育)          「わくわくの森」では、保育者が考える子ども像をむやみに押し付けることはせず、子どものそれぞれのペースを尊重します。生命の保持を基本に個々の発達に合わせた保育を大切に考えていきます。</p> <p>○わたしの森 (自発性を育む保育)          「わくわくの森」は、子どもたちが自立して生活するところです。日常のいとなみの中で子ども達が自らすすんで活動して、情緒の安定した生活がいとなめる環境(空間)を提供していきます。</p> <p>○よろこびの森 (ありのままを受容する保育)          子どもの心身の発達は養育者との愛着関係の成立から始まります。「わくわくの森」の保育者はそのことを理解した上で、まずありのままの子どもを受容する事からスタートします。</p> <p>○見守りの森 (チーム保育・異年齢保育)          「わくわくの森」の保育者は相互連携をして観察者の役割を遂行します。職員全体のチームワークはもとより、保護者や地域など、子どもをとりまく環境(人的)との連携で子どもたちを見守り、異年齢保育を通じて共に育つ心を育成します。</p> <p>児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。</p>

## 5 職員体制

施 設 長	1 人 (資格：保育士 )
保 育 士	1 8 人 (常勤：1 6 人、非常勤 2 人)
調理員 (栄養士除く)	1 人 (常勤： 人、非常勤 1 人)
栄 養 士	2 人 (常勤：2 人、非常勤 人)
その他(保育補助、子育て支援)	1 人 (常勤： 人、非常勤 1 人)

## 6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日、国民の祝日、年末年始(1 2 月 2 9 日～1 月 3 日)

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 0 0 分から午後 7 時 3 0 分まで
土曜日	午前 7 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前 7 時 0 0 分から午前 7 時 3 0 分まで 夜：午後 6 時 3 0 分から午後 7 時 3 0 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料	30分単位 月極め：1700円 10日以内：850円
食材料費	月極め：6000円（主食費1500円、副食費4500円）
土曜主食費	月極め：500円

9 支払方法

口座振替 主食費・副食費：当月27日 土曜主食費・延長保育料：翌月27日 現金払い 絵本代：4月（1年分一括）
--

10 提供する保育・教育の内容

<p>○保育の計画 保育目標をもとに、 「この時期にはこんな力を育てほしい」「一人ひとりがこのような生活を繰り返してほしい」といった思いをお子さまの成長や状態をみながら「保育の計画」として立案します。</p> <p>○保育の形態</p> <p>0・1歳児 月齢による発達の差があるため、お子さまそれぞれの生活リズムを大切に、保護者の方とご相談しながら保育を進めていきます。「食事」「睡眠」「遊び」を生活の中心にとらえ、保育者と深く関わりながらゆったりと生活することを重視します。</p> <p>2～5歳児 少子化・核家族化が進む中で、家庭や地域で異年齢の子どもと関わる機会が少なくなっています。年下の子へのいたわりや励ます姿、年上の子へのあこがれや学ぶ姿は、大人や同年齢との関わりだけでは見られないものです。2歳児からは、年齢別の活動も取り入れながら、異年齢交流を図っていきます。</p>
--

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 朝延長保育 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 朝延長保育 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30 9:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ お集まり	保育短時間（8時間）開始 順次登園 お集まり お当番活動
10:00 11:00	自由選択活動 昼食（発達によって前後します）	自由選択活動・設定活動
11:30		昼食（活動によって前後します）
12:00	午睡（発達によって前後します）	
13:00 14:30 15:00	目覚め おやつ	午睡（発達によって前後します） 目覚め おやつ
16:30 18:30 19:30	保育短時間終了 保育標準時間終了 夕延長保育 閉園	保育時間短時間終了 保育時間標準終了 夕延長保育 閉園

<年間行事予定>

月	行事内容
4月	なかよしの会
5月	こいのぼり作り
6月	むし歯予防デー
7月	七夕まつり
8月	わくわくナイト（ひかり組）・夏祭り
9月	祖父母ふれあいデー
10月	わくわくスポーツフェスタ
11月	てくてく遠足・ありがとうの日
12月	わくわくフェスティバル・クリスマス会・もちつき
1月	鏡開き
2月	節分の豆まき会
3月	はあと♡アートギャラリー・巣立ちの会（卒園児）

<保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	個々に応じてゆったりとした雰囲気の中、生活リズムを整えていく。
1	歳	児	自分でやりたいという気持ちを大切にしながら、様々な体験を保育士と楽しむ。
2	歳	児	基本的な生活習慣を身につけ、自分の思いを言葉で表す。
3	歳	児	ぶつかり合いながらも、友達にもいろいろな気持ちがあることが分かり、一緒に遊ぶ楽しさを味わう。
4	歳	児	友達とのつながりを深めながら、集団で活動することを楽しむ。
5	歳	児	同年齢の友達や異年齢との関わりの中で、思いやりの心や協力する気持ちを育てる

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名	
0	歳	児	ひ	な	た	
1	歳	児	こ	か	げ	
2	歳	児	きらきら			
3	歳	児	か	ぜ	わくわく	
4	歳	児	い	ぶ		き
5	歳	児	ひ	か		り

## 11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	○	○	○	○	(1400kcal) 40%
4歳児	○	○	○	○	
5歳児	○	○	○	○	

### <給食の提供にあたって>

- ・年末年始など数日の休みを除いて、食事・おやつ共完全給食を実施しています。
- ・メニューについては、毎月配布する献立表（給食だより）やサンプルの展示をご覧ください。
- ・遠足やスポーツフェスタなどの行事のある日、その他災害などで材料調達ができない場合は、お弁当の持参をお願いします。

### <アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、わくわくの森保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

主治医の診断書又は指示書の提示のある方のみ、栄養士・担当保育士との面談の上、食物アレルギーの対応をしています。（6か月ごとに最新のものを提出してください。）



## 12 保護者に用意していただくもの

### (1) 入園時にご用意いただくもの

#### <園で購入>

- ・通園リュック (2歳児～)
- ・カラー帽子 (1歳児～)
- ・エコバック

#### <ご家庭で準備>

- ・ループ付ハンドタオル
- ・着替え入れ用巾着袋
- ・着替え
- ・箱ティッシュ
- ・450厚手半透明ゴミ袋
- ・雑巾
- ・タオル
- ・おむつ、おしり拭き (0・1歳児)
- ・ゴム付帽子 (0歳児)
- ・ビニールコートエプロン (0・1歳児)
- ・お昼寝用大判バスタオル〈敷布団タイプ〉 (0・1歳児)
- ・お昼寝用キルトパット〈コットタイプ〉手作り可 (2歳児～5歳児)
- ・歯ブラシ入れ用巾着袋
- ・歯ブラシ
- ・コップ

### (2) 毎日持参いただくもの

0, 1歳児:	連絡帳、エコバック、手拭きタオル、ゴミ袋
2～5歳児:	通園リュック、エコバック、シールブック、歯ブラシ、コップ
共通:	着替え用巾着袋 (上着、パンツ、肌着、ズボン)

### (3) 服装について

のびのびと活動できるよう、動きやすい服での登園をお願いしています。

「自分でできた」を体験できるよう子ども自身で着脱できるものを用意してもらっています。

フードのついた上着、大き過ぎるズボン等は危険防止のため避けてください。

(4) その他ご用意いただくもの

ウォッシュャブル綿毛布、お昼寝用キルトパット、ケンコーミサトっ子（草履）は希望購入となります。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保育室の入口はロックされていますので、送迎時には必ずカードの認証を行ってください。
- ・欠席や登園時間がいつもより遅くなる場合は、8：30～9：00 の間に園にご連絡ください。
- ・お子さまの安全管理には注意を払ってまいりますが、門の開閉や飛び出し防止など保護者の方にもご協力をお願いいたします。
- ・37.5 度以上の熱がある場合はお子さまをお預かりできません。また、37.5 度未満でも、お子さまが「下痢、嘔吐、咳、ぐったりしている」など発熱以外にも普段と様子が違う場合や、他のお子さまと一緒に活動ができない状態等、集団生活が難しい場合は登園を控えてください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保護者のお迎えでない場合はあらかじめお手紙か、電話でお知らせください。
- ・お迎えが基本時間を過ぎる場合は速やかにご連絡ください。

## 14 保育園と保護者との連携について

- ・日々のコミュニケーション

登園時、降園時の保護者と職員とのコミュニケーションに努めております。

- ・園よりお届けする情報

園での取り組みやクラスの様子、共通の連絡事項を、定期的なお便り及び掲示板、配布プリントによりお知らせをしております。

- ・年間行事

多くの保護者の方にご参加いただけるよう、実施方法や時間を工夫をして計画をしています。

- ・個人面談・保育参加

ご希望に応じて保護者と個別にお話しできる時間を設けています。

また年間を通じて保育参加を行っています。

## 15 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回
歯科健診	全園児	2回
視聴覚健診	3歳児	1回
尿検査	3, 4, 5歳児	1回

## (2) 健康管理、病気のときの対応

### (1) お子さまの健康状態の把握

#### (日々の健康状態把握)

園では、お子さまの迎え入れ時に視診を行って、その日一日、園で過ごすのにふさわしい健康状態かを確認します。

お子さまが朝と同じ健康状態でお帰りいただけるように心掛けるとともに、常に体調の変化、身体の状態を把握していくよう努めます。

#### (年間の健康状態把握)

- ・ 内科検診： 園では園医による内科検診を年二回行います。検診時の園医からの指導内容も必要に応じて園から保護者のみなさまにご連絡いたします。
- ・ 歯科検診： 年二回歯科検診を行うことによって、歯の発達状況や虫歯の有無などを確認いたします。歯科医からの指導内容も必要に応じて保護者のみなさまにご連絡いたします。
- ・ 身体測定： 毎月、身長・体重を測定し、記録に残していきます。
- ・ 保健指導： お子さまの発達状況を配慮しながら、「手洗い」や「うがい」の指導を行っていきます。ご家庭でも「手洗い」「うがい」「睡眠をしっかりとる」など、病気の予防にご協力ください。

※ 3歳児は視聴覚検査・尿検査、4,5歳児は尿検査を実施いたします。

### (2) 予防接種

集団でたくさんのお子さまを長時間お預かりする園として、予防接種をお勧めします。

ただし、接種されるかどうかは最終的には保護者の方の判断にお任せし、園と

して接種を強制するものではありません。

### (3) 園での与薬

基本的には与薬の必要なお子さまは、ご家庭で安静にすることが、回復を早めるものだと考えています。ただし、保護者の方の事情も考慮し、一定の条件の下でお薬をお預かりいたします。

与薬は「医師」または「保護者」のみに権利と責任があつて、第三者が与薬することは原則として禁止されています。医療の専門機関ではない保育園が与薬を適切に行うため、以下のような方法を定めていますので、ご協力よろしく願ひいたします。

#### (ご家庭での与薬)

お子さまが病気で受診されたときには、できるだけご家庭で与薬をすませる方法（代替治療）を医師とご検討していただきますようお願いいたします。

※ 代替治療・・・ご家庭で与薬できるよう朝と晩の二回の与薬になるよう処方していただくなど。

#### (与薬依頼票)

代替治療を医師に相談された上、事情により保育園に与薬を依頼する場合、別紙「与薬依頼票」をよくお読みいただき、注意事項にしたがって、処方薬を持参してください。

※ 医師の処方以外の薬や医薬部外品はお預かりしておりませんのでご注意ください。

## 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

### 感染症予防

園内での下痢便のおもらしや嘔吐があった場合、園内での洗浄が二次感染（他児や職員への感染）を引き起こす可能性があるため、関係機関との相談の上、下記の対応をさせていただきます。

- ・ 嘔吐や下痢便のおもらしがあった場合、固形物を拭き取り、園内での洗浄は行わずそのまま袋に密封してご自宅に持ち帰りいただきます。
- ・ 嘔吐や下痢便の汚れ物については、置き場所を設けて保管しています。お迎えの際に職員から受け取りお持ち帰りください。

保育園が多くの子どもたちの通う施設であるということをご理解いただき、園内での感染症蔓延防止に向けてご協力をお願いいたします。

### 食中毒予防

園で取り扱う食品については、食中毒対策に配慮するとともに、食器や調理器具についても衛生管理方法をそれぞれ定めています。

## 17 障害児保育について

- ・ 市町村や関係機関と連携及び協力を取り、個別の保育計画を立案し、保護者にも個別の支援を行なう。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

病児保育・病後児保育未実施
---------------

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	村上医院
医 院 長 名	村上次夫
所 在 地	横浜市鶴見区市場東中町 10-25
電 話 番 号	045-501-7727

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	梶井歯科医院
医 院 長 名	梶井靖
所 在 地	横浜市鶴見区元宮 1-8-13
電 話 番 号	045-503-3411

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	旧東海道公園（グラウンド）
広域避難場所	三ツ池公園

## 22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

### <近隣の緊急連絡先>

鶴見警察署	横浜市鶴見区鶴見中央 4-33-9	Tel045-504-0110
鶴見消防署	横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1	Tel045-503-0119

## 23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	川上 望
消防計画届出年月日	鶴見消防署 平成19年12月27日
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。
防災設備	消火器具 自動火災報知設備 避難器具 誘導灯



## 24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険・賠償責任保険
保険の内容	あいおいニッセイ同和損害保険（傷害保険）、損害保険 ジャパン（賠償責任保険）

## 25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し 合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示 園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回 公表先：横浜市ホームページ

## 26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当 者	氏名 楠本 敦子 電話番号 045-508-1858	
相談・苦情解決責任者	氏名 川上 望 電話番号 045-508-1858	
第三者委員	佐々木 英子	045-572-2575 元市場小学校教諭
	石渡 美津子	045-571-3274 幼稚園主任教諭

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

## 27 連携施設

連携施設の種類	小規模保育施設
名称	三色えのぐの保育園 ・ ユニコーンキッズクラブ
所在地	横浜市鶴見区菅沢町 8-1 横浜市鶴見区市場大和町 4-8
連携協力の概要	施設・園庭の開放、合同保育（行事の参加）

## 28 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一時保育の実施</li><li>・ 園庭開放の実施</li><li>・ 地域子育てイベントへの参加</li></ul>
---

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：わくわくの森保育園

所在地：横浜市鶴見区市場東中町12-27

説明者職名：施設長 川上 望

私は、書面に基づいてわくわくの森保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：